

琉球大学学術リポジトリ

近代日本の司法関係資料の現状と司法政治史研究の 現在

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部 公開日: 2021-04-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩原, 淳, Hagihara, Atsushi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/48325

近代日本の司法関係資料の現状と司法政治史研究の現在

萩原 淳

はじめに

本稿は近代日本の司法関係資料の保存・公開・利用状況とそれらを用いた司法政治史の研究動向を論じる。

本論に入る前に、本稿で取り上げる資料及び研究についての範囲・定義を述べておく。

司法機関が職務の過程で作成する文書は一般的に「司法資料」と呼ばれている。「司法資料」の範囲については論者によって異なるが¹、法制史研究者の浅古弘は「国家の司法作用において作成蒐集された記録の全体」と定義する。具体的には、司法機関が職務の過程で作成・収集する「公文書」である、①裁判所記録（法廷記録・裁判官記録・司法行政記録など）、②捜査機関記録（供述調書や捜査記録など）のみならず、③弁護士記録及び、当事者記録・証拠物も含めている²。筆者も浅古の定義を踏襲する。ただし、本稿では近代日本の司法政治史の研究動向を概観する都合上、官僚や政治家の私文書にまぎれている司法省・検察の政策決定過程に関する書類にも言及する。周知の如く、近代日本において裁判所は司法省の管轄下にあった。また、明治初年の段階では司法

1 公文書管理法における「司法文書」では、①司法行政文書、②訴訟記録（民事・家事・少年事件）、③訴訟記録（刑事）、の3つが想定され、司法行政文書とは、裁判所職員が職務上、作成・取得した文書を指すとされている（瀬畑源『公文書をつかう』青弓社、2011年、256～258頁）。

2 浅古弘「司法資料保存利用問題」（『法制史研究』第44巻、1994年）164～166頁。なお、「法廷記録」とは、訴訟追行の過程で作成蒐集される記録であり、事件記録（訴状・答弁書・準備書面・証言調書など）・事件書類（上訴裁判所の判決原本など）・帳簿諸票が該当する（同上、165頁）。

と行政が未分化の状態にあり、1890年の裁判所構成法施行以前、裁判官の身分も十分に保障されていなかった。そのため、近代日本の司法政治史の実態を明らかにする上でこれらの書類は欠かせない。

次に、「司法政治史」についても、歴史学において一般的に使われている用語ではなく、明確な定義がない。ただし、近年アメリカや韓国における司法政治学の発展を受け、日本でも司法と政治の関係を多角的に解明しようという動きが高まっている。日本政治学会の発行する『年報政治学』の2018年第I号において、「政治と司法」という特集が組まれたことはその一例である。法学者の見平典は司法政治学を「司法に関わる諸アクターの行動や相互作用を記述し説明すること」と定義する。また、司法政治学の視角の例として、①司法行動を規定している要因の解明、②政治・政策に対して司法行動が及ぼす影響の解明、③裁判官任用手続の実態の解明を挙げている³。筆者はこのような視角を政治史的文脈から分析し、近現代日本の司法と政治の特質を明らかにすることが可能だと考えている。後述のように、このような視点は既に政治史研究、法制史研究においても明示はされていないが、少なからず取り入れられていた。本稿では見平の定義に加え、司法と政治の関係性、相互作用に関する歴史的分析を幅広くとらえ、それらを「司法政治史」とする。

なお、戦後から現在に至るまでの司法資料の保存体制の形成過程と移管・公開状況について、既に運動に携わった法学者・弁護士による研究・著作が多く存在する。ただし、これらが刊行された時期は1999年の国立公文書館法制定前後に集中し、2000年代後半以後の状況については、手薄である。しかし、2000年代後半以降も司法資料の移管・公開状況は大きく進展しているので、本稿では歴史的経緯を踏まえ、司法資料の現状とその課題を論じる。また、司

3 見平典「憲法学と司法政治学の対話」（『法律時報』2014年7月）93頁。もっとも、ここで想定されているのは「司法権の独立」が制度上、強固になった戦後日本の司法であり、裁判所の分析を中心としている。

法と政治の関わりについて、後述のように様々な観点から研究が進められているが、意外にもそれらの研究動向をまとめた論文、著作は見当たらない。

以上を踏まえ、本稿では第1節において1980年代半ばから顕在化した司法資料保存運動から現在までの状況及び、近年急速に発見・公開が進む日本植民地期朝鮮・台湾の司法資料の状況について、概観する。第2節では前節の議論を踏まえ、近代日本司法政治史の研究状況を概観する。

第1節 司法資料保存運動の歴史的展開と司法資料の現状

(1) 刑事確定訴訟記録法の制定とその問題点

1949年1月の現行刑事訴訟法施行以前の日本において、訴訟記録を一般に公開する発想はなかった。訴訟記録については判決言い渡し後の手続きに必要なものとされ、1880年の治罪法制定時に裁判所が保管することを明示し、これは旧々刑事訴訟法（1890年制定）にも引き継がれたが、旧刑事訴訟法（1922年制定）には保管機関が明示されていなかった。

現行刑事訴訟法施行以前、訴訟記録を保管していたのは裁判所に付置された検事局である。このことは裁判所と検事局が組織上、明確に分離されておらず、そもそも訴訟記録を一般に公開するという発想がなかったため、問題とならなかった。太平洋戦争に敗れ、GHQの統治下に置かれた日本は、GHQの意向を受け、刑事訴訟法改正に取り掛かった。GHQ側の提示したプロブレム・シートに基づき、1949年1月に施行された現行刑事訴訟法では、一般国民が刑事確定訴訟記録を閲覧できる権利を明記した。ただし、プロブレム・シートでは確定後の記録の保管機関を裁判所と定めたものの、保管をめぐり従来通り検察庁で保管すべきとする当時の法務庁と最高裁判所が対立し、結局、別に法律を

定めるとして、将来に議論を先送りにした⁴。

その後、法律を制定する機運が醸成されることはなく、確定後の刑事記録は従来の民刑訴訟記録保存規程を基準として、慣行による保管・保存の運用が継続した。

1964年になると、事件記録等保存規程の改定により民事判決原本の保存期間を50年と規定し、附則で判決原本の保存期間を「当分の間、従前のとおり」永久保存とすることとした⁵。1970年11月には、法務省刑事局長の通達により、「検務関係文書等保存事務暫定要領」が発出された。ここでは死刑を言い渡された事件の完結事務記録の保存期間は永久、無期懲役・禁錮は25年、10年以上の有期懲役・禁錮は15年、とすることなどが決められた。この基準はどのような事件にも機械的に適用され、記録が廃棄された⁶。

1987年に刑事確定訴訟記録法が制定されるきっかけとなったのが、弁護士竹澤哲夫が主導した運動である。1984年秋、竹澤は知人から小繫事件（岩手県にある小繫山の入会権をめぐる農民と地主の紛争）の30周年に際して、地検に裁判記録の閲覧について尋ねたところ、既に廃棄されていることを聞かされた。竹澤は次々と貴重な訴訟記録が失われていく現状を憂慮し、法曹界などに「裁判文化」の保存を訴えた。すなわち、「刑事、民事の諸事件はその時代の人の営みや世相風俗をうつし、諸々の社会の矛盾を反映し、国家と人民の関係をすどく投影する。訴訟記録には判決という結論に向けて具体的にないが主張・立証されたか、そのための関係者の叡知と努力の跡がしるされている」のであり、刑事・民事の訴訟記録の中には「文化遺産」として残すべきものが

4 梅田豊「総論」（福島至編著『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』現代人文社、1999年。以下、『コンメンタール』と略す）9～12頁。なお、戦前の司法資料保存法制については、浅古弘「序説・裁判記録保存法制の歴史」（『早稲田法学』第69巻第2号、1994年）で詳細に分析されている。

5 前掲、浅古「司法資料保存利用問題」168頁。

6 竹澤哲夫『戦後裁判史断章』（光陽出版社、2006年）278頁。

あると主張した。その例として太平洋戦争末期から戦後にかけての期間では、刑事の分野では多発した食糧管理法違反事件、民事の分野では罹災都市借地借家臨時処理法にかかわる諸事件を挙げている⁷。

竹澤の問題提起を受け、1985年、日本弁護士連合会(日弁連)は「訴訟記録保存立法についての要望書」を最高裁判所・法務省などに提出した。第102回国会では訴訟記録保存法の早期制定に関する請願が採択された。これをうけ、法務省は立案を開始した。1987年、刑事確定訴訟記録法は衆参両院において全会一致で可決され成立し、翌年施行された⁸。なお、同時期に公文書館法も制定されたが、司法資料保存運動と公文書館法を求める動きとは連携しなかった⁹。

刑事確定訴訟記録法は、主に以下の3点を規定した。

第1に、刑事訴訟記録の保管期限と保管機関の規定である。具体的には、①刑事訴訟記録は第一審裁判所に対応する検察庁の検察官(「保管検察官」)が保管すること、②死刑又は無期の有罪判決は100年保管し、有期の有罪判決は50年保管すること、③保管検察官は必要と認めるとき、保管期間を延長できることなどを定めた(第2条)。延長する場合の例として、刑の執行未了や訴訟費用の徴収未了、執行猶予中、恩赦の審査中などが想定されている¹⁰。

第2に、刑事参考記録の規定である。法務大臣は刑事法制及びその運用、調査研究の重要な資料と思科するとき、保管及び保存期間の満了後も、刑事参考記録として保存すると定めた(第9条)。

第3に、保存記録の閲覧の規定である。現行刑事訴訟法第53条の規定を受け、請求すれば、誰でも保管記録を閲覧できることを定めた。ただし、閲覧には正当な理由が必要であり、保管検察官は、①弁論の公開を禁止した事件、②確定

7 同上、277～279頁、298～299頁。

8 前掲、浅古「司法資料保存利用問題」169頁。

9 同上、170頁。

10 福島至・山上博信「第2条(訴訟の記録の管理)」(『コンメンタール』)54～70頁。

判決後、3年以上経過した事件、③公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき、④犯人の改善及び更正を著しく妨げるおそれがあるとき、⑤関係者の名誉または生活の平穩を著しく害するおそれがあるとき、に閲覧を拒否できるとも規定されている（第4条）。

以上の規定により、保管機関が明確となり、従来のように訴訟記録が機械的に一律破棄されることはなくなった。また、刑事訴訟法に定められた国民が閲覧する権利を担保する体制が形式的に整えられた。これらは大きな進歩であったといえる。

しかし、実際の利用に際しては問題点も指摘されている¹¹。

まず、刑事参考記録の利用体制の不備である。法務省は国会での答弁で、2017年12月時点で「死刑に処する裁判、国政を揺るがせた犯罪、犯罪史上顕著な犯罪」845件が指定されていると明らかにしている¹²。しかし、法務省は被告や関係者の名誉、プライバシー保護を理由に、事件名の公表すら行っていない。2018年8月、上川陽子法相はオウム真理教を巡る一連の事件の刑事裁判記録を刑事参考記録として永久保存することを発表した¹³が、これは具体的な事件名を公表した初めての例である。

竹澤が指摘するように、どの事件が刑事参考記録として保存されているか、利用者に判明することで、初めて学術研究に必要な否か判断できるのであり¹³、利用の前提となる事件名の開示が必要である。

11 なお、龍谷大学社会科学研究所の共同研究の成果として、刑事確定訴訟記録法と「知る権利」に関する諸論文が、1997年3月から12月にかけて『龍谷法学』に6回連載で掲載された。具体的には、①憲法第21条・82条と裁判の傍聴・取材の権利との関係性（石塚伸一）、②刑事訴訟法第53条の制定過程の検証（山上博信）、③記録法第四条の解釈と閲覧制限についての考察（弘中惇一郎）、④アメリカ法における裁判情報へのアクセスとニューヨーク州法の訴訟記録の閲覧制度の概観（葛野尋之）、などについて考察が加えられた。

12 『毎日新聞』（東京版）2018年4月12日朝刊。

13 前掲、竹澤『戦後裁判史断章』287～288頁。

なお、2013年には法相の訓令の中に刑事参考記録を解除ないし、廃棄できない規定が設けられ、2018年4月には衆院法務委員会において、検察局が2014年度以降に14件の記録を廃棄したことが明らかになった。その際、法務省はどの事件の記録を廃棄したのかについて回答しなかった¹⁴。事件名すら公表せず処分するのは資料保存や歴史研究への理解を欠いているといえよう。

次に、記録の閲覧について、保管検察官が関係者の名誉などの規定を広義に解釈し、閲覧を拒否しようとする事例が散見されることである。

2015年には、全国で23000件弱の閲覧請求があったが、一部もしくは全部不許可はわずか190件であり、全体を見ればほぼすべて許可されている。しかし、その圧倒的多数は保険会社による交通事故の閲覧請求であり、不許可の可能性のある事件は検察庁窓口でその旨を申請者に伝え、実質的に規制を行うこともあるようである¹⁵。

検察官が不許可処分を行うのは、主に次の2つのケースである。

第1に、報道・取材目的に閲覧する場合である。保管検察官は閲覧と公表を直接結びつけ、名誉または生活の平穩を著しく害するおそれがあると判断し、ほとんど機械的に拒否している。その一例として、1996年のいわゆる「群馬県警事件」の閲覧請求が挙げられる。

フリージャーナリストは現職警部補の職務犯罪に関する刑事被告事件の確定訴訟記録の閲覧を要請したが、保管検察官は裁判書以外の記録及び裁判書の身上、経歴、前科に関する部分の閲覧を不許可とした。これに対し、フリージャーナリストは準抗告を行ったが、前橋地裁判決（1997年7月）では保管検察官の判断を支持した。特別抗告でも、最高裁（1999年2月）は憲法の規定が刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたものでないこ

14『毎日新聞』（東京版）2018年4月12日朝刊。

15 福島至「刑事裁判記録は誰のものか」（視点・論点）（NHK教育テレビジョン2018年4月4日放送）。

とを理由に、棄却した¹⁶。しかし、既に指摘されているように、公表した場合は問題が生じるおそれがあるが、閲覧それ自体を許さないのは不当に過大な規制であるというべきである¹⁷。

第2に、事件の関係者以外が閲覧する場合である。最近の事例では、刑事確定訴訟記録法に関連する問題として、ドイツ人神父が1944年5月、治安維持法違反に問われた事件の判決書の閲覧をめぐり報道があった。2017年、この事件の聞き取り調査をしたイタリア人神父が閲覧を申請したが、地検は認めなかった。イタリア人神父はこれを不服として準抗告を申し立てたが、新潟地裁は同年6月、申し立てを棄却した。地裁は刑事確定訴訟記録法に基づく保管記録が満了しており、検察庁の内部資料として保管されているもので、閲覧の対象にならないと判断した。一方、ドイツ人神父と共に罪に問われた女性信徒2人の判決書も保管期間を過ぎた後も新潟地検に保管されており、女性信徒の遺族は2016年と2017年に地検に閲覧を申請し、許可された。検察官はイタリア人神父の閲覧を不許可とした理由を明らかにしていないが、親族以外の

16 大城渡「公法判例研究」(『法政研究』第68巻第3号、2001年12月)845～846頁。

17 飯田正剛・坂井眞・弘中惇一郎・山田健太「第四条(保管記録の閲覧)」(『コンメンタール』)98～99頁。なお、刑事確定訴訟記録の閲覧については報道・取材以外の目的でも、拒否されることがあり、いくつか訴訟が起こされ、閲覧不許可処分の適法性が議論になっている。

最近では、閲覧制限事由に一方所でも該当する部分があれば、全体の閲覧を不許可とすることはできないとする最高裁の判断が示された。2011年1月、請求者は民事訴訟の準備をする目的で、刑事事件の裁判書をプライバシーに関わる部分を除外する範囲で、閲覧しようとしたが、検察官が拒否した。請求者はこれを不服として、地裁に準抗告を申し立てたが、2012年1月、地裁は民事裁判において裁判書の内容が明かされ、被告人の前科及びその内容が不特定多数に知られるおそれがあるとして、棄却した。これに対し、請求者は最高裁に特別抗告を行い、同年6月、最高裁は単なる法令違反であり、抗告理由に当たらないとしつつも、検察官がプライバシー部分を除く形で閲覧を許可すべきであり、その範囲を検討しないまま裁判書全部を不許可としたことは誤りであると判示した(宇賀克也「刑事確定訴訟記録法に基づく裁判書の閲覧不許可処分の適法性」(1)、(3)『自治実務セミナー』第53巻第1号、第53巻第3号、2014年1月、2014年3月)。

申請であったことが大きな要因と考えられる¹⁸。

(2) 民事判決原本保存運動と国立公文書館への移管

次に、司法資料保存運動の焦点となったのが民事判決原本保存運動である。

最高裁は刑事確定訴訟記録法との均衡を強く意識し、1992年1月、「事件記録等保存規程」を改正し、個別事件の法廷記録の特別保存を整備した。その一方で、民事裁判原本について50年経過後は廃棄することを決定し、1996年1月から廃棄を始めるとした。この決定の背景には、①保存場所の問題、②管理保存の負担、③原本の利用者が少なく、特別保存や各種判例集等での利用も可能であることも存在した¹⁹。

この決定は事実上、明治初年から1943年末までの民事判決原本がすべて失われる可能性があることを意味したため²⁰、研究者を中心に大きな波紋を巻き起こした。1992年春には法制史学会が総会において、最高裁に対する要望書を採用し、同年4月に最高裁に提出するなど、保存を求める動きが現れた。同年11月の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の全国大会で

18 『毎日新聞』（東京版）2018年8月16日朝刊（青島顕執筆）。

19 前掲、浅古「司法資料保存利用問題」171～172頁。

20 なお、1992年2月、最高裁は廃棄にあたって、特別保存する資料の基準を示しており、文字通り機械的にすべて廃棄しようとしたわけではない。「事件記録等保存規程」第9条1項において、係属している事件や財産管理事務が継続している事件などの保存を定め、2項では、①重要な憲法判断が示された事件、②法令の解釈運用上特に参考となる判断が示された事件、③訴訟運営上特に参考となる判断が示された事件、④世相を反映した事件で、史料的価値が高いもの、については、学術研究者、弁護士会等から保存の理由を明示した保存の要望があった場合、十分に参酌すると定めている。

このことは要望がない限りは廃棄されることを意味するが、どれを特別保存とすべきかを正確に判断しようとすれば、一件ずつ点検するという膨大な作業が必要となるのであり、現実的には不可能とされた（青山善充「民事判決原本の永久保存」林屋礼二、石井紫郎、青山善充編『明治前期の法と裁判』信山社出版、2003年、5～7頁）。

も竹澤らが保存を訴え、1993年1月には全史料協・日弁連・法制史学会・地方史研究協議会などの関係者により、「司法資料の保存を考える会」が発足した²¹。

他方、同年春には、林屋礼二（当時、東北大学法学部教授）の呼びかけにより、国立大学法学部の教授、助教授を中心とした「判決原本の会」が結成された。「判決原本の会」の林屋・青山善充（当時、東京大学法学部教授）らは、最高裁と直接、複数回にわたり折衝を行い、廃棄方針の撤回を求めた。最高裁側はこれに応じなかったが、他の場所に保存する体制を整えば、すぐに廃棄しないという態度を示した。これを受け、「判決原本の会」は保存場所を探したが、うまくいかず、1993年秋、最高裁に国立大学法学部で一時的に保管するという案を打診した。最高裁はこの方針に同意し、国立大学との交渉の末、10大学に移管されることとなり、1994年秋から翌年夏にかけて移管作業が行われた²²。

その後も、青山らにより判決原本の保存利用のための文部省科学研究費補助金（科研費）プロジェクトが実施された。彼らは調査研究に加えて、司法関係文書を保存する「国立司法公文書館」を設立し、史料を恒久的に保存する計画を立て、省庁に働きかけた。しかし、バブル経済が崩壊し、公務員削減計画が実施されているなか、新たな予算獲得が困難なことから、成功しなかった。また、国際日本文化研究センター（日文研）でも1997年度から10年間、科研費プロジェクトにより、民事判決原本データベースの構築作業が進められた。現在、1868年から1890年までの549101件が作成され、日本文化の研究を目的とする国内外の日本研究者の利用が可能となっている²³。

他方、自民党の亀谷博昭参議院議員は「判決原本の会」の働きかけに応じ、既存の国立公文書館の所掌を拡大し、司法に関する公文書も保存できるような

21 前掲、浅古「司法資料保存利用問題」187～189頁。

22 前掲、青山「民事判決原本の永久保存」8～20頁。

23 民事判決原本データベースの構築作業については、新田一郎・高久俊子「民事判決原本データベース構築の歩み」（『アーカイブス』第29巻、2007年7月）を参照。

法律の制定を目指した。そして、1999年4月に国立公文書館法が衆参両院で可決され、6月に公布された。この法律により従来の「行政に関する」との限定がなくなり、「公文書その他の記録」と包括的に定義されたことにより、民事判決原本を含む司法関係文書の移管が可能となった。法案成立を受け、「判決原本の会」は公文書館側に民事判決原本の国立公文書館への移管について交渉し、公文書館側は歴史的に重要なもののみを移管する意向を示したが、「判決原本の会」側は史料群として網羅性を有している点に重大な価値があると反論し、判決原本すべての移管が決定した²⁴。そして、2011年度に36624冊に及ぶ判決原本の移管がすべて完了した²⁵。この間、2004年に各地方検察庁から旧刑法制定(1880年)以前の文書に限って国立公文書館に移管することが決定された。

(3) 情報公開法・公文書管理法の制定と司法資料

国立公文書館法案成立の翌月の1999年5月に情報公開法が成立し、2001年4月から施行された。この法律により開示請求権が法的権利として認められるようになり、ようやく誰でも行政文書にアクセスできる権利が確立したのである。また、この法律では行政文書の概念が定義づけられ、行政機関の意思決定や事務及び事業の実績については、文書を作成することが原則となった²⁶。

司法行政文書は行政文書の定義外にあったが、裁判所においても独自に情報公開法に則した仕組みをつくることになり、中央省庁の「行政文書の管理方策に関するガイドライン」をベースに、最高裁事務総局により「最高裁判所司法

24 前掲、青山「民事判決原本の永久保存」24～33頁。

25 民事判決原本の移管作業及び利用については、梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について—民事判決原本利用のための手引—」(『北の丸』第44号、2012年1月)に詳しい。

26 前掲、瀬畑『公文書をつかう』76～77頁。

行政文書取扱要領」と「下級裁判所司法行政文書取扱要領」が作成された。これらにより定義された司法行政文書の内容は、情報公開法の行政文書の定義と同じであった²⁷。

しかし、この規定はあくまで内部規則であり、第三者機関が非開示情報に相当するか否かを審査する規定はない。また、裁判所の意思決定を行うために決裁を受ける「起案文書」の作成を原則とするが、事後に作成することも可能であり、軽微な事案の場合は当局者の判断で作成しなくてもよいとも規定された。さらに、これらの文書の保存期間は最長で30年となっている²⁸。以上の点から、司法行政文書の文書管理の問題点として、①事務局長はすべての「課」「係」の文書へのアクセス権を持つが、課長は自分の属する「課」の「係」の文書にしかアクセス権がないなど、集権的、排他的であること、②「司法官僚」がどのような書面を添付するか、あるいは保存の延長・廃棄するかを決定するという点で、組織の「内部性」が強いことが指摘されている²⁹。

情報公開法が施行されると、新たな課題が生まれた。省庁が政策決定過程に関する行政文書を大量に破棄、あるいは「個人メモ」として扱うことで、省内に存在しないために開示できないという事例が頻繁したのである。この問題は2007年の年金記録問題や、C型肝炎患者リスト放置問題などの発覚を受け、政治問題となり、公文書管理法制定の機運が高まった。小泉純一郎内閣の内閣官房長官に就任した福田康夫は、公文書問題を重視し、法制定を推進した。そして、2009年3月に公文書管理法が成立し、2011年4月に施行された。この法律では、①経緯も含めた意思決定に至る過程に関する文書を作成すること、②早期に移管か廃棄を設定すること、③廃棄する場合は内閣総理大臣の同意を

27 魚住弘久「裁判所における文書管理と官僚制」（『千葉大学法学論集』第26巻第1・2号、2011年9月）98～99頁。

28 新藤宗幸『司法官僚』（岩波書店、2009年）212～218頁。

29 前掲、魚住「裁判所における文書管理と官僚制」110～114頁。

必要とすること、④国立公文書館への移管された特定歴史公文書等は誰でも閲覧でき、異議申立てがあったときは、公文書管理委員会への諮問が可能であることなどを定めた³⁰。

公文書管理法制定成立から5ヵ月後の2009年8月、内閣総理大臣と最高裁長官との申し合わせにより、最高裁に限り、①司法行政に係る重要な政策など裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定を行うための決裁文書、②裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定に基づく裁判所の事務の実績が記録された文書、などが国立公文書館に移管されることとなった。また、①最高裁判所の民事判決原本は1875年から1955年までに完結した分、②下級裁判所の民事判決原本は原則として1944年から1955年までに完結した分を国立公文書館に移管することも決定された。その後、2014年8月、法務省は地方検察庁が保管する1882年から1946年頃までの軍法会議関係の記録約1200冊を国立公文書館に移管することを発表した。

(4) 現在までの司法資料の移管・公開状況

以上で論じてきた歴史的経緯を踏まえ、2019年までの司法資料の移管・公開状況を述べる³¹。

まず、裁判記録関係についてみていく。民事判決原本については、前述のように、2011年に国立大学から明治初年から1943年までの36624冊が移管された。もっとも、時期によっては日文研データベースを利用した方が研究遂行上効率的かもしれない。次に、司法府からは現在のところ、①1875年から1962

30 公文書管理法の制定経緯と内容については、前掲、瀬畑『公文書をつかう』97～121頁を参照。

31 以下、国立公文書館への移管状況については、注記のない限り、「国立公文書館データベース」<https://www.digital.archives.go.jp/>（閲覧日：2018年8月25日）を参照。

年までの最高裁及び8ヵ所の高裁からの移管分、②民事訴訟法成立以前の時期の分の計12661件の簿冊が国立公文書館のデータベースに掲載されている。また、各地方検察庁からは、1794年から1882年までの刑事判決原本等の書類、簿冊2862件が移管されている。

他方、軍法会議文書については2015度に簿冊91件、2016年度に簿冊384件が移管された。これらは1890年から1946年までの期間の文書であり、2016年度公開分には二・二六事件の訴訟記録32冊も含まれている³²。歴史公文書等の移管計画(2014年8月、内閣総理大臣決定)では、2018年度に福岡地検及び長崎地検が保有する軍法会議に係る訴訟に関する書類が移管された。また、2019年度以降、随時それまでの移管の際、刑事確定訴訟記録法または記録事務規程(2013年、法務大臣訓令)に規定する保存期間が満了しておらず、移管することができなかった軍法会議に係る訴訟に関する書類であって、その後上記保管期間又は保存期間が満了したものを移管する計画となっている³³。

なお、軍法務関係では、厚生労働省が2016年度に陸海軍の法務関係文書を国立公文書館に移管した。これは厚労省の保存する旧陸海軍等の戦没者等援護関係資料の中で保存期間が満了し、歴史資料として重要な公文書等として移管されたものである。陸軍法務関係文書は1923年から1974年まで450件、海軍法務関係文書は1901年から1971年までの340件が国立公文書館のデータベースに掲載されている。また、防衛省防衛研究所は海軍公文備考「法務」を所蔵しているが、プライバシー保護を理由にすべて閲覧不可としており、陸軍省法務局の公文書は管見の限りまとまった形で保存されていない。

32 なお、筆者は二・二六事件の訴訟記録32冊すべてを閲覧したわけではないが、確認した範囲では、松本一郎編『二・二六事件裁判原本資料』1～2(緑蔭書房、2012年)と重複しているものが多い。

33 国立公文書館「中期目標期間業務実績報告書」

http://www.archives.go.jp/information/pdf/tyuki22-26_03.pdf (閲覧日:2018年8月25日)。

以上の国立公文書館に移管された文書のほとんど要審査となっており、開示請求が必要である。網羅的な研究を遂行しづらい状況といえる。

次に、司法行政文書については、現在、最高裁から移管された1947年から2016年までの文書588件がデータベースに掲載されているが、戦後の雑誌、パンフレット類が中心となっている。

(5) 植民地期朝鮮・台湾の司法資料の現状

植民地期朝鮮・台湾の司法資料の現状にも触れておきたい。

まず、台湾の司法資料についてである。日本統治時期(1895～1945年)の全期において、台湾に裁判所構成法は適用されず、明治憲法第60条の特別裁判所に該当すると解釈されていた。もっとも、台湾総督府法院の構成と運用は基本的に日本の裁判所制度を模倣したものであった。

戦後、台湾で旧台湾総督府法院司法文書(以下、旧法院文書と略す)は注目されることはなかった。それは1945年に国民党政権が台湾を接收した際、中華民法を台湾に施行し、それが定着したためである。研究者に旧法院文書の存在が知られるようになったのは1998年5月からである。ちょうどこの時期、日本統治時代の台湾史を見直す機運が高まり、法学界でも再検討しようとする動きが出た。王泰升(国立台湾大学法律学院教授)は旧法院文書の調査を開始し、旧法院から現台湾高裁への引継ぎに関する記録簿を発見した。2000年7月になると、王及び後藤武秀(東洋大学法学部教授)の要請を受け、台湾の裁判所にある判決原本の所蔵調査を開始し、2003年までに、新竹地方法院で民事判決原本(1919～1941年)、刑事判決原本(1945～1946年)、公正証書原本(1904年以降)、台中地方法院で民事判決原本(1985～1945年)、民事・刑事事件の「事件簿」(1985～1945年)、嘉義地方法院で民事判決原本(1919～1941年)、

公証証書原本 (1904 年以降)、台北地方法院で公証証書原本が発見された³⁴。2008 年に、王は花蓮地方法院で刑事判決原本 (1936 ~ 1937 年、1943 ~ 1945 年)、同月には高尾地方法院岡山簡易法廷にて民事判決原本 (1939 年) を発見した。

この間、王を中心として、2008 年発見分以外の司法档案の整理編集及びデータベース化が進められた。日治法院档案の構成は総計 5645 件で、民事が 4139 件、刑事が 1216 件、司法行政文書が 316 件となっている。データベースは 2008 年 9 月に台湾大学法律学院と台湾大学図書館の共同開発により、「日治法院档案データベース」として公開された。このデータベースはプライバシー保護の点から、学術研究目的に限り利用可能であり、利用者は事前に研究計画を提出し、パスワードを申請することになっている³⁵。

次に、植民地期朝鮮の司法資料についても近年、整理・公開が大きく進展した。

植民地期朝鮮の裁判資料は民事裁判より刑事裁判が先行しており、独立運動関連の判決文は、国家記録院「独立運動関連判決文」データベースにて、研究者の利用が可能となっている。民事裁判については法院記録保存所に植民地期 (1911 ~ 1945 年) の民事裁判判決文が 9000 巻、事件簿等の簿冊が 7827 巻、司法行政文書が 816 巻、保存されている。これらは膨大な資料群であるが、朝鮮半島全域の裁判所の判決文をカバーしているわけではない。韓国でもデータベース化が進められ、2013 年 12 月より「光復前判決文検索」データベースが稼働し、研究者・一般人が利用可能となっている。ただし、植民地期については 2015 年 1 月現在で、1933 ~ 1945 年分のみ完了している³⁶。

34 以上の経緯については、王泰升著、松平徳仁訳「旧台湾総督府法院司法文書の保存と利用」(前掲、林屋他編『明治前期の法と裁判』所収) 426 ~ 433 頁、王泰升「日治法院档案の整理と研究」(松田利彦・岡崎まゆみ編『植民地裁判資料の活用』国際日本文化研究センター、2015 年) 34 ~ 35 頁。

35 前掲、王「日治法院档案の整理と研究」(前掲、松田・岡崎編『植民地裁判資料の活用』所収) 39 ~ 44 頁。

36 松田利彦「序 韓国・法院記録保存所所蔵、植民地期民事裁判判決文について」(前掲、松田・岡崎編『植民地裁判資料の活用』所収)。

第2節 司法政治史研究の現状と課題

本節では前節を踏まえ、司法関係資料を用いた近代日本司法政治史の研究史を概観し、その課題を提示する。本稿では時代を(1)～(6)に分け、時系列に沿って紹介していく。

(1) 明治維新から裁判所構成法公布まで

明治新政府が最初に取り組んだ課題は、各藩に分散していた司法権を中央に統一することだった。1868年6月、政府は刑法官(刑部省の前身)を設置し、司法権の執行機関とした。しかし、実際には依然として各藩の司法当局が裁判を行っており、刑法官の司法権の範囲は刑事裁判の一部に限定されていた。政府は翌年8月、刑部省を設置したが、それに先立つ7月に刑法官の監察司を廃止し、行政諸省による不正の監察を職務とする弾正台を設置していた。刑法官と弾正台の権限は重なる部分があったため、対立が生じた。

その後、1871年8月、司法省が刑部省・弾正台の統合により設置され、事務を引き継いだものの、設置当初の司法省は職権の範囲がきわめて狭い弱小省庁だった。

1872年5月に初代司法卿に就任した江藤は、就任後まもなく主に3つの改革を相次いで実施し、司法の近代化に大きな役割を果たす。

第1に、国の裁判所の新設・整理を急速に進めた。1872年中には主要都市の司法権の回収に成功している。それに加えて、民事裁判の管轄をそれまでの大蔵省から司法省に移管した。

第2に、1872年9月の司法職務定制の制定を主導した。ここでは司法裁判所を頂点に、府県裁判所と各区裁判所を全国に設けることになり、司法権を司法省が一元的に管轄することが決定した。また、この法令により検事制度が創

設され、検事（検察官）は国民の権利を保護し、裁判の可否を監視することを職務とし、各裁判所に出張することが定められた。

第3に、同年12月には司法省布達第46号で、地方官らが諸省の布達などに違反し、国民の権利が侵害された場合、国民は裁判所に救済を求めることができることと定めた。

他方で、江藤司法卿は長州出身の政治家による汚職事件を追及した。1872年の山城屋事件では山県有朋が責任を問われ、陸軍大輔を辞職し、翌年の尾去沢銅山事件では井上馨が不正への関与を疑われ、大蔵大輔を辞職している。

しかし、各地に府県裁判所を一举に設置し、府県の裁判事務のみならず、捕亡事務まで司法省の管轄下に組み替える作業は膨大な費用と人員を必要とした。そのため、1873年度の司法省予算請求額は前年度の倍額以上に達したことから、大蔵省との対立を深めた³⁷。江藤は1873年4月、司法省予算の削減に抗議して司法卿を辞任し、参議となる。その後、征韓論政変で下野し、佐賀の乱に乗じて死刑となった。

江藤主導による裁判所の設置は登用する司法官の有無を考慮しない急進的なもので、1873年以降裁判所設置のスピードは落ちた。結局、司法職務定制によって設置された裁判所は全国の道府県の約4分の1にすぎず、その職員もまた行政官からの転用や配置換えにすぎなかった。もっとも、この司法職務定制は「司法権の独立」の前提となる司法の行政からの分離を一定程度もたらしたという点で大きな意義を有する³⁸。

江藤司法卿時代の司法省の政治史的な位置づけについては、相当程度蓄積がある。

従来、江藤の司法改革を高く評価する研究が通説的位置を占めていた。例えば、毛利敏彦は江藤が「徹底的な民主主義者」であったと規定し、「人民の権

37 横山晃一郎「刑罰・治安機構の整備」（福島正夫編『日本近代法体制の形成』上（日本評論社、1981年）310頁。

38 同上、311～312頁。

利」を重視して司法権の独立に努めたと評価している³⁹。しかし最近の研究では、①江藤は非西洋的思想をも司法制度に反映しようとしたこと、②江藤の司法卿就任前に既に近代法整備が企図されていたことなどが指摘されている⁴⁰。

他方、この時期には司法省による司法権掌握が十分ではなく、地方との対立も起こった。1873年の小野組転籍事件について、笠原英彦は①司法省の保守派と急進派との確執、②征韓論政変、③司法省と榎村正直ら京都府及び榎村と通じた長州政治家との対立、という政治的対立構造の中、当初は司法省優位だったが、榎村らの巻き返しにより、征韓論政変後に榎村は特命で釈放された。しかし、司法省はこれに抵抗し、行政と司法との対立の末に司法省は榎村を有罪にしたのであり、「司法省と京都府双方の力がほぼ拮抗したまま終局」したと評価した⁴¹。また、藤原明久は小野組転籍事件と同時期に発生した京都府と京都裁判所との裁判権限をめぐる紛争を論じ、江藤の側近である北島治房京都裁判所長が司法職務定制の精神に基づき、京都府による聴訴事務の妨害などを訴え、司法省もそれを認定したことなどを論じた⁴²。なお、笠原は司法省江藤派の形成過程と活動についても考察を加えている⁴³。

これらの研究においては、この時期の司法省の「公文書」というべき、『司法省日誌』及び、伺、報告書、陳述書などが収められた国立公文書館所蔵『公文録』が司法省の意思決定過程を分析する際の基礎的な史料となっている。ま

39 毛利敏彦『江藤新平』増訂版（中央公論社、1997年）。

40 大庭裕介『司法省と近代国家の形成』（同成社、2020年）。

41 笠原英彦「明治六年・小野組転籍事件の一考察」（『法学研究』第58巻第12号、1985年12月）。

42 藤原明久「明治6年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議」（『神戸法学雑誌』第33巻第3号、4号、1984年12月、1985年3月）。なお、我妻栄編『日本政治裁判史録』明治・前（第一法規出版、1968年）は、1868年から1882年までの政治裁判を政府要人に対するテロ事件を中心に扱っている。史的、時代的制約はあるが、現在でも参照されるべき先駆的研究である。

43 笠原英彦「江藤新平と司法省」（『法学研究』第64巻第1号、1991年1月）。

た、『井上毅伝』史料編も膨大な法制関係史料を収録しており、分析に欠かせない史料である⁴⁴。

征韓論政変で下野した板垣退助らは自由民権運動を始め、西南戦争終結後に活発になった。しかし、「松方デフレ」の影響などにより運動は退潮し、各地で激化事件が発生するようになり、司法部は事件への対応を迫られることとなった。

自由民権裁判の裁判過程については、まず手塚豊の研究が挙げられる。治罪法施行前、「国事事件」の場合、裁判官は判決について、司法省に何の上、太政官の決済を受けることになっていた。また、学識のある裁判官は少なく、身分保障もなかった。しかし、手塚は秋田事件や福島事件の分析を通じて、裁判官が太政官や司法省の意向を体しながらも、法の範囲内で国事犯たちへの刑の軽減を行おうとしたことを明らかにし、行政と裁判官とのせめぎ合いを描いた。また、手塚は分析の際、旧司法省所蔵文書に残された調書や政府と裁判所との往復文書を初めて用いたほか、自由党静岡事件判決書などの翻刻も行った⁴⁵。次に、寺崎修は星亨官吏侮辱事件を星亨関係文書の事件関係書類や「公文録」などを用いて、詳細に明らかにした。また、静岡事件と加波山事件、飯田事件、名古屋事件などの関係者のつながりを飯田事件記録・名古屋事件記録など新史料を用いて分析し、民権運動の政治空間の一端を明らかにした⁴⁶。

他方で、明治政府が直面した課題は、不平等条約改正とそのために必要な近代法典の編纂である。岩倉使節団による条約改正交渉失敗後しばらく中断して

44 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編 第1～第6 (国学院大学図書館、1968～1977年)、國學院大学日本文化研究所編『井上毅伝』史料編補遺 第1～第2 (國學院大学、1994年、2008年)。

45 手塚豊『自由民権裁判の研究』(上)・(中)・(下) (慶応通信、1982～1983年)。なお、以上の記述については、三阪佳弘『刑事訴訟法』(石川一三夫・中尾敏充・矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』弘文堂、2003年) 145～147頁を参照。

46 寺崎修『明治自由党の研究』下巻 (慶応通信、1987年) II、III。

いたが、西南戦争での戦費支出による国家財政の窮乏を受け、条約改正問題は再び政治課題となった。1886年に法律取調委員会が外務省に設置されたことに象徴されるように、外交的観点が重視された。

条約改正史については相当程度研究の蓄積がある。ここでは体系的な研究書をいくつか挙げると、石井孝は岩倉使節団の交渉や内地旅行に関する各国との交渉、寺島宗則外務卿の税権回復交渉までの外交交渉過程などを論じた⁴⁷。藤原明久は井上馨・大隈重信による条約改正交渉の交渉過程を詳細に明らかにした⁴⁸。大石一男は大隈以降の条約改正交渉を分析したが、特に条約破棄戦術に着目して分析したことが特色である⁴⁹。五百旗頭薫は従来の研究が法権と税権の回復に焦点が当てられてきたことに対し、政府は外国人に対する行政規則の制定権の回復が主眼とした。その交渉が挫折した結果、法権回復へ飛躍していくという見通しを示した⁵⁰。他方、坂根義久は青木周蔵の条約改正交渉における指導と彼の政治的人格を述べた⁵¹。これらの著作の多くは官僚・政治家の私文書や交渉当事国の外交文書のみならず、条約改正関係の書類、報告書などを集めた『条約改正調書集成』、『秘書類纂 外交編』の分析を通じて明らかとなった。ただし、これらは政治家・官僚及び外務省を中心に描いており、同時期の司法省・検察の役割については十分に明らかにされていない。

なお最近、明治初年から帝国議会開会頃までの司法省を法典編纂事業と司法行政の視点から通観した大庭裕介『司法省と近代国家の形成』が出版された。同書は法典編纂事業で条約改正交渉などに影響を受け、西洋思想・非西洋思想の間で紆余曲折の末、近代法制度が形成された。また、裁判所設置などインフラ整備の面で財政の影響を受けており、司法省の権限は民法・商法典論争後司

47 石井孝『明治初期の国際関係』（吉川弘文館、1977年）。

48 藤原明久『日本条約改正史の研究』（雄松堂書店、2004年）。

49 大石一男『条約改正交渉史』（思文閣出版、2008年）。

50 五百旗頭薫『条約改正史』（有斐閣、2011年）。

51 坂根義久『明治外交と青木周蔵』（刀水書房、2003年）。

法行政に専念していくことになるとの見通しを示した⁵²。

もっとも、条約改正交渉や裁判過程研究の蓄積が進む一方、この時期の検察権力の動向について系統的には明らかにされていない。司法省は司法職務定制により府県の司法警察事務も司法省の管轄下に置くことを目指し、1871年10月、司法省内に全国警察の中央機関として警保寮が設けられた。ただし、警保寮の管轄範囲は東京府のみにとどまり、その警保寮も1874年1月には内務省に移管されることになる。すでに述べたように、この時期司法省と地方との権限争いが発生している。

地方裁判所に本格的に検事局が設置されるようになったのは1881年以降であり、府県裁判所及び地方裁判所での刑事裁判の上告は警察官が行っていた⁵³。このことから検事の権限は制度上よりもはるかに小さかったものと思われる。ただし、その実態については十分に明らかではなく、さらなる研究の進展が待たれる。

明治憲法の施行が迫ると裁判所構成法の制定が課題となった。同法は憲法第57条2項にもとづき、通常裁判所の構成を定めたものである。同法の制定は条約改正の前提としての近代的な司法制度構築の一環であった。

同法の制定過程については、楠精一郎が『裁判所構成法議事録』や『公文類聚』などの分析を通じて、①議会開設に間に合わせるため、元老院の審議をほぼ省いたこと、②審議そのものは条約改正交渉とはほとんど無関係に進められたこと、③判事の身分保障については、1886年の裁判所官制で明文化されたが、同法で山田の了解のもと、反意転補を禁じるが、補欠等が必要な場合には可能

52 前掲、大庭『司法省と近代国家の形成』。

53 以上の経過については、福山道義「司法職務定制から大審院設置後までの刑事裁判制度と司法省」（『福岡大学法学論叢』第62巻第3号、2017年12月）。なお、自由党員の関与する激化事件の中で検事が検挙を主導した形跡が見られるのは高田事件のみである（前掲、手塚『自由民権裁判の研究』上）。

とされたことなどを明らかにした⁵⁴。

さて、ここでこの時期までの司法部の人事についても触れておきたい。

明治前期、薩摩（鹿児島）・長州（山口）が藩閥内で優位にあったが、司法省は諸省に比べると肥前（佐賀）・土佐（高知）出身者が多かった。初代司法大輔の佐佐木高行は土佐、初代司法卿江藤新平は肥前出身である。土肥出身者が多かった理由は司法省が弱小であったことに加えて、江藤が司法卿就任後、自派の培養に努めたことも大きいと思われる。非藩閥出身者も土肥の人脈で登用される傾向にあった。

もっとも、当然ながら薩長も司法部の中枢に一定程度入っている。1885年7月の時点での司法省幹部（卿・大輔・局長・課長）・大審院判事の藩閥構成は、司法省幹部12名のうち、長州2人、薩摩1人、土佐2人、肥前1人。大審院判事（院長含む）21名のうち、長州2人、薩摩2人、土佐2人、肥前4人であり、中枢レベルは藩閥が強い影響力を持っていた⁵⁵。彼らの多くは近代的な法学教育を受けていなかった。

他方、1872年11月から司法省内に設置された司法官養成機関の明法寮法学校で、近代的な法学教育が始まっていた。明法寮は1875年5月に廃止され、生徒は司法省法学校に引き継がれた。司法省法学校は正則科と速成科に分かれていた。正則科の修業年限は予科4年、本科4年だった。

その後、1885年8月に東京大学予備門が東京大学の管理を離れ、独立の文部省直轄下の学校に改組されたことに伴い、司法省法学校正則科の予科が東京大学予備門に吸収合併された。翌9月には司法省法学校正則科の本科も官僚養成を目的とした東京大学法学部に吸収される。司法省法学校速成科も1887年に廃止となった。

54 楠精一郎「裁判所構成法制定小考」（中村勝範編著『近代日本政治の諸相』慶応通信、1989年）。

55 新井勉「明治中期司法部の藩閥構成について」（『日本法学』第66巻第4号、2001年2月）。

東京大学法学部では1877年から毎年卒業生を輩出し、1890年頃から彼らが徐々に司法部内で台頭していく。大審院判事の司法省法学校あるいは東京大学出身者は、1892年には19.4%であったが、1897年には37%、1905年には89.3%に達する⁵⁶。

(2) 司法部における山県系の台頭と政党内閣

裁判所構成法施行の翌年、司法部は大津事件に直面した。この事件の裁判では政府が裁判官に犯人を死刑にするよう圧力をかけたが、児島惟謙大審院長はこれを拒否し、法に基づき無期徒刑判決を下して「司法権の独立」を守ったという理解が一般的になされている。

しかし、近年の研究では司法部外からの圧力に対する「司法権の独立」を評価しつつも、①児島が自身の監督権の範囲を超え、担当裁判官を説得し、自己の法律解釈に従わせたこと、②裁判の過程で、三好退蔵検事総長との連名で、犯人に皇室に対する罪を適用できないのであれば、緊急勅令を発するほかないと法相に進言したことなど問題点も指摘され、神話化された児島像は修正されている⁵⁷。また、司法部への干渉について政府だけでなく、明治天皇の役割を重視する研究もある⁵⁸。

裁判所構成法は「司法権の独立」のための土台となったが、その一方で同法により規定された強固な判事の身分保障規定は転補抗命事件などの問題を引き起こした。楠精一郎は構成法施行後の司法官懲戒事件ないし未遂事件を分析し、「司法権の独立」の実像を提示した。例えば、1892年の司法官弄花事件では、最高裁所蔵の同事件の懲戒裁判訴訟記録や『公文別録』、『官報』などを駆使し、

56 楠精一郎『児島惟謙』（中央公論新社、2011年）139～142頁。

57 同上。

58 新井勉「『大津事件』の再構成」（『法制史研究』第47号、1992年）。

従来の大津事件の政治的報復として児島らが辞職に追い込まれたとの見方に対し、児島らが賭博行為を行ったのは事実であり、政府が意図的に仕組んだとは考えにくいと指摘した⁵⁹。

さて、人事面では前述のように、司法部では土肥出身者が多かったが、その状況を変えたのが山県有朋の第二次伊藤博文内閣法相への就任である。山県は腹心の清浦を次官に起用し、清浦は盟友である横田国臣を新設の民刑局長に登用した⁶⁰。清浦と横田は元老山県の権力を背景に、強い影響力を持ち、第一次桂太郎内閣に至るまで山県系官僚が次官・民刑局長など司法省内の要職を占めた。

1898年に成立した憲政党を主体とする第一次大隈内閣も司法部に波紋を及ぼした。山県系官僚で司法省法学校出身者の横田国臣次官らは大規模な人事改革を行い、この異動は司法省法学校出身者の出世の契機ともなった。しかし、横田は退職に追い込まれた司法官から非難を浴び、これを受けた大東義徹第一次大隈内閣法相は横田を懲戒免職処分⁶¹に追い込んだ。その後、横田は第二次山県内閣で、特旨により懲戒処分を免ぜられ、その後検事総長に再任された。第四次伊藤内閣時には、山県系の仲小路廉参事官らが中心となり、司法官の増俸を法相に要求した。増俸案が政友会により削除されたことから、司法官の反発が強まり、山県系はこの動きを後援した。

一連の問題については、楠が『官報』、『職員録』等を用いて精緻に実証した⁶¹。なお、「老朽淘汰」を望む声は明治30年代から弁護士界からも上がった。三阪佳弘は弁護士が明治30年代初頭から、老年で能力の劣る不適格な裁判官を退職させる必要があると主張し、司法省による裁判所・裁判官の監督強化を積極的に支持していた。その要因の一つとして有力弁護士の多くがかつて司法

59 楠精一郎『明治立憲制と司法官』（慶応通信、1989年）第1部。

60 永井和「解説」（倉富勇三郎著、倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第1巻、国書刊行会、2010年所収）。

61 前掲、楠精一郎『明治立憲制と司法官』第5章。

省に在籍していたことを挙げている⁶²。

(3) 「平沼閥」の台頭と政友会

増俸要求事件を収束させたのが平沼騏一郎東京控訴院次席検事である。平沼は首謀者の仲小路廉司法省参事官らを退職に追い込み、以後司法部で台頭していく。平沼は非藩閥の学士官僚であり、山県系や政党と巧妙に距離を取り、司法権を強化することを目指した。政友会は非山県系の平沼を登用し、平沼も政友会を主体とする内閣において新刑法の制定、1913年の司法部改革を内閣と協調して進め、司法の近代化に貢献した。1914年4月、鈴木喜三郎が次官に昇格すると、平沼検事総長と鈴木次官が長期にわたり司法省と検察の実権を掌握する体制が形成され、マスメディアはこれを「平沼閥」（「平沼・鈴木閥」）と称した。他方、平沼は政治的疑獄事件に介入し、それらの捜査を通じて、検察権・司法権を強化させた。その契機となったのが1909年の日糖事件である。平沼は大逆事件でも捜査を主導し、存在感を増した。1912年に検事総長に就任した平沼は、大浦事件とシーメンス事件の捜査を指揮した。平沼は政友会と山県系の対立という政治状況を踏まえ、柔軟な対応を示し、世間的に公平さをアピールすることで権力維持を図った。この頃になると、検察権を含めた「司法権の独立」を守るべきとの意見が社会的な通念となっていく。

1918年に首相に就任した原は、司法官定年制と陪審制の導入に取り組んだ。平沼・鈴木は原の方針に積極的に協力し、司法官定年制は1921年、陪審制は1928年に導入された。二つの改革を通じて、平沼・鈴木はさらに力を増した。

検察の政治的台頭過程については三谷太郎⁶³、1913年の司法部改革につい

62 三阪佳弘「明治30年代初頭における裁判所・裁判官統制強化論の法史的意義」（『阪大法学』第155号、1990年8月）。

63 三谷太郎『増補 政治制度としての陪審制』（東京大学出版会、2013年）第1章。

ては前山亮吉⁶⁴、新井勉⁶⁵、吉田満利恵⁶⁶、これらの分析にあたっては、「平沼騏一郎関係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)に収録されている司法省の司法資料や『帝国法曹大鑑』などが用いられている。平沼の構想・行動及び、司法官定年制については萩原が平沼をめぐる権力動向を中心に考察している⁶⁷。陪審制の導入過程については三谷が「伊東巳代治関係文書」、「穂積陳重関係文書」、「枢密院旧蔵文書」に含まれる司法関係資料を渉猟し、詳細に明らかにした⁶⁸。ただし、政治勢力の動向を明らかにする上では、やはり『原敬日記』、「倉富勇三郎日記」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)などの私文書が重要な位置を占めている。

(4) 第一次世界大戦後の治安体制の再編と司法部

第一次大戦後になると、司法省・検察は社会主義運動、労働運動の台頭という新たな課題に直面した。米騒動に対し、司法省・検察は内務省よりも強硬な態度を取った。1921年5月の近藤栄蔵事件を契機として、司法省の主導により共産主義者に対する新たな取締法である過激社会運動取締法案が立案される。この法案はこの当時、治安法の中核を占めていた治安警察法(1900年制定)と比べると、かなり厳罰的な内容であった。法案では、無政府主義・共産主義その他に関し朝憲紊乱事項を実行、宣伝する目的で結社集会、多衆運動を行った者は10年以下の懲役又は禁錮とすることなどを定めている。また、この法案は文字通りの特別刑法であり、違反かどうかの判断がそれまでの内務省警察

64 前山亮吉『近代日本の行政改革と裁判所』(信山社出版、2001年)。

65 新井勉「大正・昭和前期における司法省の裁判所支配」(『日本法学』第77巻第3号、2011年12月)。

66 吉田満利恵「大正2年司法部大改革再考」(『史学雑誌』第126巻第4号、2017年4月)。

67 前掲、萩原『平沼騏一郎と近代日本』第I部第3章。

68 前掲、三谷『増補 政治制度としての陪審制』本論。

から検察・裁判所に委ねられるようになったという点でも転換点であった。以後、治安法制定の主導権を司法省が握り、内務省は曖昧な字句を批判、列挙するなど修正したが、司法省案の枠組みは1928年の治安維持法改正まで受け継がれていく。

しかし、この法案は世論の批判を浴び、貴族院でも大幅な修正を受けた後、廃案となった。

1923年9月に起きた関東大震災の直後、流言蜚語の取締りを目的とした治安維持令が緊急勅令として成立したが、これはあくまで震災に限定されたものであった。既に1922年7月に第一次共産党が創立され、同時期、地方において秘密結社も多く結成された。治安警察法の秘密結社禁止は革命運動を想定したものではなく、刑も軽かった。そのため、処罰を覚悟で運動に参加する者に対して抑止力とはならないものであり、司法省・内務省は危機感を強めた。虎ノ門事件発生後、司法省・内務省は治安維持法の立案に乗り出した。加藤高明内閣は日ソ国交樹立と普通選挙法制定を達成するため、政友会及び司法省・内務省に配慮する必要があった。同法の概要は「国体」及び政体の変革、または私有財産制度の否認を目的とする結社を組織した者、事情を知って加入した者を10年以下の懲役または禁錮に処すことなどである。議会で「国体若は政体」という文言から「若は政体」を削除した上で、成立した。1928年の三・一五事件を受け、田中義一内閣は、①目的遂行罪の導入、②「国体」変革を目的とした結社を組織、指導した者に対し、最高で死刑を科すことを骨子とした改正案が緊急勅令として成立した。

以上のような治安体制の変化について、特に治安維持法に関して実証研究の蓄積が進んだ。まず、1970年代半ば、奥平康弘より基礎的研究が行われ⁶⁹、その前後、第一次世界大戦後の司法省と内務省との政策競合という観点から研究が進んだ。松尾尊兌は、過激社会運動取締法の立案過程および同法への反対論

69 奥平康弘『治安維持法小史』(筑摩書房、1977年)。

を詳細に分析するとともに、同法案立案過程における司法官僚と内務省新進官僚との民衆支配構想の差異を指摘した⁷⁰。また、渡辺治も大戦後、「天皇制国家」再編が迫られるなか、内務省が社会運動に対して宥和的姿勢を取る一方、司法省が強硬姿勢を取ったことを強調した⁷¹。その後の研究でも、これらの評価は受け継がれ、特に内務官僚の秩序観、秩序構想についての知見が加えられた⁷²。他方、小林幸男は治安維持法成立の直接的な要因は普選法ではなく、ソ連国交回復であったと主張し⁷³、議論が行われた。最近では、中澤俊輔により、政党政治の役割について総合的な分析が行われ、政党は治安維持法制定の際、自らの活動が制約されることを恐れ、「政体」の文言を削除した。しかし、1934年改正の際には、国家主義運動の高揚を受け、政党側が自ら「政体」に類似した文言を盛り込むことを主張するなど、場当たりの側面があったこと等を指摘した⁷⁴。

以上の過激社会運動取締法案から1928年の治安維持法改正に至るまでの立案過程の解明に大きく寄与したのが「山岡萬之助関係文書」(学習院図書館所蔵)や「米軍没収資料」(米国議会図書館所蔵)に含まれている司法省、内務省の関係文書群である。とりわけ前者は治安維持法の草案など多くの重要な史料を多数含んでいる。

しかし、これらの研究では、法の成立過程、あるいは戦後の価値観から弾圧の実態が強調される一方、同時代において欧米諸国が「過激派」に対し、どのような法規制を行ったのか。そして、日本は外国法のいかなる点を継受したの

70 松尾尊兌「過激社会運動取締法案について」(『人文学報』第20号、1964年10月)、同「第一次大戦後の治安立法構想」(藤原彰、松尾尊兌編『論集現代史』筑摩書房、1976年)。

71 渡辺治「1920年代における天皇制国家の治安法制再編成をめぐって」(『社会科学研究』第27巻第5・6号、1976年3月)。

72 崔鐘吉「『大正官僚』における危機意識と『中正なる国家』構想」(『年報日本史叢』2004年)、宮地忠彦『震災と治安秩序構想』(クレイン、2012年)。

73 小林幸男『日ソ政治外交史』(有斐閣、1985年)。

74 中澤俊輔『治安維持法』(中央公論新社、2012年)。

かという視点は希薄である。第一次大戦後の共産主義者等に対する治安法の制定は日本独自のものではなく、むしろ欧米諸国において先んじて制定されたものである。そのため、同時代の共産主義思想の世界的伝播とそれらへの対応という観点からも分析がなされる必要がある。この点について、中澤は治安維持法と外国法との関係にも触れつつ、治安維持法の展開を紹介した⁷⁵。萩原は中澤の問題意識を発展させ、治安警察法から1928年までの治安法の形成過程と外国法との関係を通じて、治安法の枠組みの変化を捉えようと試みている⁷⁶。

なお、話はずれるが、田中内閣期には、原嘉道法相（田中内閣）のもとで裁判所構成法改正と検察庁設置も構想された。前者は大審院の権限拡大を意図したものである。いずれも裁判所への行政の介入を防ぐという点において、「司法権の独立」に重要な改革であった。

前者については、三阪佳弘が司法省側の抵抗により換骨奪胎されたと評価している⁷⁷。また、周知の如く検察庁法は挫折に終わったが、小田中聡樹は原法相が裁判所に付属していた検察局を分離することで、裁判所への行政の介入を防ぎ、司法権の独立を強化する狙いがあったが、司法省側は検察機構の充実など刑事司法における検察の影響力を強化しようとしたと分析している⁷⁸。

(5) 政党内閣の展開・崩壊と司法部

少し時期は戻るが、1924年に政党内閣時代の幕が開ける。しかし、まもなく政党内閣の関与が疑われるスキャンダルが相次いだ。第一次若槻礼次郎内閣時には、

75 中澤俊輔「治安維持法」（筒井清忠編『昭和史講義 2』筑摩書房、2016年所収）。

76 萩原淳「治安警察法・治安維持法の制定過程と外国法」（日本政治学会2018年度大会報告論文）。

77 三阪佳弘「昭和初期の裁判所構成法改正の試み」（萩屋昌志編『日本の裁判所』第2章、晃洋書房、2004年所収）。

78 小田中聡樹『刑事訴訟法の歴史的分析』（日本評論社、1976年）。

松島遊郭事件、朴烈事件、浜口雄幸内閣時には勲章疑獄事件、五私鉄疑獄事件が発覚した。これらの事件により政党政治の正統性が大きく揺らぐことになる。

司法部の大御所である平沼は、既に司法部を離れていたが、依然として「平沼閥」の司法官を通じて、間接的であるが、相当程度影響力を有していた。この頃、平沼は政党の汚職に憤り、反感を強めていた。ただし、政党を否定せず、自らの政治観に近い政友会、特に田中義一と親しい関係にあった。このような状況下で、検事局が次々と疑獄事件を検挙したのは民政党を攻撃する意図があったのではないかとの疑念も生まれた。1930年のロンドン海軍軍縮条約問題と翌年の満州事変により政党内閣は大きな打撃を受け、五・一五事件により、政党内閣時代は終焉する。その後、穏健派の海軍出身の斎藤実が首相となる。斎藤内閣を崩壊に追い込んだのが帝人事件である。この事件は政財界の要人が相次いで逮捕されたが、裁判では全員無罪となった。また、捜査過程における人権侵害も明らかになり、「司法ファッショ」とも称され、批判を浴びることになる。

司法省・検察がどのような意図に基づき政党が関与した疑獄事件を検挙しようとしたのか、という問いは当該期の政治構造を把握する上でも、きわめて重要である。しかし、この時期の司法政治史研究の蓄積は十分とはいえない。伊藤隆は先駆的研究において、1920年代後半、平沼が政友会に接近し、検察局を通じて疑獄事件を提起することで、民政党内閣を倒そうとする像を提示した⁷⁹。その後、『日本政治裁判史録⁸⁰』において、個々の事件についての研究が進められた。また、帝人事件についても、この時期の政治経済状況における位置づけなどについて、研究が進展している⁸¹。ただし、帝人事件の重要な論点である

79 伊藤隆『昭和初期政治史研究』（東京大学出版会、1969年）。

80 我妻栄等編『日本政治裁判史録』昭和・前、昭和・後（第一法規出版、1970年）。

81 松浦正孝「『帝人事件』考」（『年報政治学』1995年）、駄場裕司「帝人事件から天皇機関説事件へ」（『政治経済史学』第389号、1999年1月）、菅谷幸浩「帝人事件と斎藤内閣の崩壊」（『日本政治研究』第4巻第1号、2007年1月）。

平沼の関与の有無については、立証できておらず、検察の意図については、主に今村力三郎らの回想や新聞など二次史料が中心となっている。研究の障害になっているのが一次史料の不足であり、一次史料の発見が待たれる状況である。なお、「平沼閥」の形成・展開過程については、萩原が「倉富日記」などを用いて論じている⁸²。

同時期、国家主義者、共産主義者・社会主義者による事件が続発し、司法部はそれらへの対処にも追われた。国家主義陣営では、1930年12月の浜口首相狙撃事件を皮切りに、血盟団事件、五・一五事件、二・二六事件などが相次いだ。一方、共産主義・社会主義陣営では三・一五事件、四・一六事件の後も、司法官赤化事件など事件が相次いだ。

五・一五事件、二・二六事件では民間人も容疑者となったため、司法部は軍司法との関係で困難な交渉を強いられた。それに加え、五・一五事件では、海軍側被告の減刑嘆願を求める運動が国家主義団体のみならず、在郷軍人会、一般の国民をも巻き込み、全国的に高揚する事態が生じた。海軍側判決後、この運動は終息するが、以後、二・二六事件発生まで国家主義団体によるテロ事件に対する減刑運動、公判闘争が展開していく。二・二六事件では特設軍法会議で民間人も裁かれるという異例の事態が生じた。

一方、共産主義・社会主義陣営でも公判闘争を通じて、共産党のテーゼを鼓吹する戦略に出た。しかし、日本共産党は1932年10月に地方代表・中央委員が一斉検挙されたことにより致命的な打撃を受け、以後、共産主義運動は停滞する。また、翌年6月には投獄されていた佐野学らが転向声明を出し、以後転向が相次ぐこととなる。

以上の右派、左派の事件に関する司法部の動向についても、一定程度研究が進展しているが、全体像が体系的な形で示されているわけではない。

82 前掲、萩原『平沼騏一郎と近代日本』第Ⅱ部第1章。

まず、右派による事件については依然として、『日本政治裁判史録⁸³』に収録された諸論文が基礎的研究である。ただし、軍司法については、近年大きく進展した。北博昭⁸⁴、山本政雄⁸⁵により軍司法、とりわけ軍法務官⁸⁶の権限の脆弱性が明らかとなった。最近では西川伸一が「経歴的資源」などの点から軍法務官の実態解明を進めている⁸⁷。また、二・二六事件の裁判過程も同事件の軍法会議記録を用いた研究⁸⁸により実証水準が向上した。

なお、『日本政治裁判史録』で血盟団事件を分析した雨宮昭一は、①司法部は裁判長忌避に対して妥協的であり、それらは司法権の独立を脅かすものであったこと、②「国体」は定義が曖昧であり、司法部は「国体」擁護を唱える事件では法治を貫徹できなかったこと、などを指摘し⁸⁹、司法部における司法権の脆弱性を強調した。一方、萩原はこの時期のテロ事件の司法過程を、減刑嘆願運動を手がかりに系統的に分析し、司法部は司法過程において他の政治勢力からの介入を阻止し、自身の権限を持って処理しようとするという意味において、司法権の独立を志向していたと再評価した⁹⁰。また、小山俊樹は五・一五事件

83 我妻栄等編『日本政治裁判史録 昭和・前』（第一法規出版、1970年）。

84 北博昭「二・二六事件と陸軍省法務局長大山文雄」（『軍事史学』第15巻第4号、1980年3月）、同「東京陸軍軍法会議の設置と陸軍省法務局」（『日本歴史』第427号、1983年12月）、同「東京陸軍軍法会議検察官勾坂春平の虚実」（『日本歴史』第516号、1991年5月）。

85 山本政雄「旧陸海軍軍法会議法の意義と司法権の独立」（『戦史研究年報』第11号、2008年3月）。

86 軍法務官とは法曹資格を持つ文官であり、軍法務局などに所属し、法律専門家として軍法会議などの法務に従事した。

87 西川伸一「軍法務官研究序説」（『政経論叢』第81巻第5・6号、2013年3月）、同「戦前期日本の軍法務官の実体的研究」（『明治大学社会科学研究所紀要』第53巻第1号、2014年10月）。

88 原秀男『二・二六事件軍法会議』（文芸春秋、1995年）、松本一郎『二・二六事件裁判の研究』（緑蔭書房、1999年）。

89 雨宮昭一「血盟団事件」（前掲、我妻等編『日本政治裁判史録 昭和・前』所収）。

90 萩原淳「昭和初期テロ事件の司法過程と軍部・社会」（『年報政治学』2018年I号、2018年8月）。

の発生から被告らのその後までを系統的に論じ、減刑嘆願運動についても当事者の声を踏まえて述べた⁹¹。

次に、左派による事件の司法過程も『日本政治裁判史録』が基礎的研究として重要である⁹²。近年では、事件の弁護活動を展開した自由法曹団及び、布施辰治の研究がある⁹³。また、司法省が1930年から本格的に展開した転向政策については先駆的研究である、思想の科学研究会『共同研究』上（平凡社、1959年）以後も、行刑政策⁹⁴や思想犯保護政策⁹⁵との関わりを踏まえた考察が進んだ。最近では司法省による読み書きの統制という観点から転向誘発策を論じた研究も発表された⁹⁶。

これらの研究を進めるにあたっては、思想研究資料、『昭和思想統制史資料⁹⁷』、『現代史資料⁹⁸』などに収録されている執務記録、裁判記録などが基礎的史料となっている。

91 小山俊樹『五・一五事件』（中央公論新社、2020年）。

92 前掲、我妻等編『日本政治裁判史録 昭和前・後』。

93 吉川圭太「近代日本における社会運動と弁護士」（東北大学未公開博士論文、2014年）。

94 小幡尚「昭和戦前期における行刑の展開と思想犯処遇問題」（『歴史学研究』第719号、1999年1月）。

95 リチャード・H・ミッチェル著、奥平康弘・江橋崇訳『戦前日本の思想統制』（日本評論社、1980年）、林尚之『近代日本立憲主義と制憲主義』（晃洋書房、2018年）第1章、荻野富士夫「解説 治安維持法成立・『改正』史」（同編『治安維持法関係資料集』第4巻）VI。また、釈放された後の思想犯及び、思想犯に対する社会の反応を考察したものとして、福家崇洋『『非国民』の憂鬱』（『文明構造論』第10巻、2014年10月）がある。

96 佐々木政文「昭和初期司法省の転向誘発政策と知的情報統制」（『歴史学研究』第965号、2017年12月）。

97 奥平康弘編『昭和思想統制史資料』1～28巻（生活社、1980年）。

98 奥平康弘編『現代史資料 治安維持法』（みすず書房、1973年）、山辺健太郎編『現代史資料 社会主義運動』1～7（みすず書房、1964～1968年）、加藤敬事編『続・現代史資料 特高と思想検事』（みすず書房、1982年）松尾尊允編『続・現代史資料 社会主義沿革』（みすず書房、1984～1986年）。

なお、最近では裁判記録を用いた研究も出た。藤野裕子は東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵の裁判記録を活用し、矢作事件の背景には官憲及び土木業者の関与があり、事件の予審・公判段階で朝鮮人に原因を帰する見解に転換したことを明らかにした⁹⁹。また、奈倉文二も同図書館所蔵の裁判記録を用いた論考である¹⁰⁰。同図書館所蔵の裁判記録は膨大なもので今後さらなる研究の進展が期待される。

また、史料面でも2017年に国立国会図書館憲政資料室で公開されたばかりの太田耐造関係文書のうち、ゾルゲ事件に関するものが、加藤哲郎編『ゾルゲ事件史料集成』第1～第5（全10巻予定）として刊行され、さらなる研究の発展が期待できる。

（6）戦時司法と東京裁判

日中戦争が始まると、日本は総力戦に突入していく。当然ながら、多数の兵士が戦場に送られ、戦地における軍法会議の運用が課題となる。太平洋戦争開戦から4ヵ月後、軍法会議法改正により文官であった軍法務官は全員武官となった。この頃から軍法会議で処罰される兵士の数が大幅に増加し、1944年には、5500名に及んだ。戦争末期、戦況が極度に悪化する中で、逃亡を図った兵士を即決で銃殺するという違法行為が横行した。軍法務官も一線を超え、緊急事態との理由でそれを認める事態が生じた。

北博昭は『支那事変海軍司法法規』などを初めて本格的に利用し、日中戦争開戦後の軍刑法、軍法務、軍の情報統制など、戦時法体制の整備、運用を詳細

99 藤野裕子「裁判記録にみる1932年矢作事件」（『公正から問う近代日本史』吉田書店、2019年）。

100 奈倉文二「ジーマンス事件の再検討」（『国際武器移転史』第7巻、2019年1月）。

に描いた¹⁰¹。また、『軍律会議関係資料¹⁰²』、『陸軍軍法会議判例類集¹⁰³』など多数の史料を翻刻した。もっとも、終戦時に多くの史料が失われており、その全体像を明らかにすることや不当な処罰を受けた兵士の名誉回復を実証的に行うことは困難な状況といえる。

他方、1941年12月に制定された言論、出版、集会、結社等臨時取締法により、国家主義団体を含め、集会・結社等の自由に関する国家統制が著しく強化された。翌年4月の選挙では、翼賛政治体制協議会による推薦制が採用された。この翼賛選挙では、政府及び軍部の主導で選挙干渉が行われ、1945年3月には、鹿児島二区選挙結果について、近現代の国政選挙で唯一の選挙無効判決が下された。矢澤久純、清永聡はこの無効判決の分析を他の選挙区との比較や判決を下した吉田久の人物像を踏まえて、考察している¹⁰⁴。ただし、一次史料は大審院の判決文が中心であり、判決に至るまでの裁判所内の意思決定過程などの論証は史料的制約により、困難な状況となっている。

最後に、東京裁判については、裁判記録など比較的多くの史料が残存しており、実証研究の蓄積が進んでいる。近年の研究動向を簡潔に述べると、1990年前後から粟屋憲太郎は一連の研究において、国際検察局 (IPS) 尋問調書などを本格的に利用し、裁判開廷に至るプロセス、A級戦犯被告の動向、などを明らかにするとともに¹⁰⁵、関係資料を翻刻した¹⁰⁶。また、日暮吉延は英米など

101 北博昭『日中開戦』(中央公論社、1994年)、北博昭・NHKスペシャル取材班『戦場の軍法会議』(新潮社、2016年)。

102 北博昭編・解説『軍律会議関係資料』(不二出版、1988年)。

103 北博昭編・解説『陸軍軍法会議判例類集』(不二出版、2015～2016年)。

104 矢澤久純、清永聡『戦時司法の諸相』(溪水社、2011年)。

105 粟屋憲太郎『東京裁判論』(1989年、大月書店)、同『未決の戦争責任』(1994年、柏書房)、同『東京裁判への道(上・下)』(2006年、講談社)など。

106 粟屋憲太郎、吉田裕編集・解説『国際検察局 (IPS) 尋問調書』全52巻(日本図書センター、1993年)、粟屋憲太郎、永井均、豊田雅幸編集・解説『東京裁判への道』第1巻～第5巻(現代史料出版、1999年)、粟屋憲太郎他編『田中隆吉尋問調書』(大月書店、1994年)。

連合国の公文書や陸軍省法務総監部の文書を幅広く渉猟し、裁判参加国の動向や判事団の対立など、多くの新事実を発掘した¹⁰⁷。最近では、東京裁判を法的関係から分析した研究¹⁰⁸や司法事件として扱った研究¹⁰⁹が発表された。他方、B C級戦犯の裁判や活動にも焦点を当てた研究も発表されている¹¹⁰。なお、この間、『B C級戦犯関係資料集成¹¹¹』、『東京裁判 捕虜関係資料¹¹²』なども翻刻された。

以上、本稿では近代日本の司法関係資料の保存・公開・利用状況とそれらを用いた司法政治史の研究動向を概観した。刑事確定訴訟記録の保存が法的に規定されたのは今から33年前のことである。しかし、刑事参考記録の指定方法及び、利用のあり方については今なお課題が残されている。他方、近代日本の民事判決原本については最高裁が破棄の方針を示したものの、法学者らの尽力により破棄を免れ、利用可能な体制が整えられた。また、公文書管理法の制定を受け、司法行政文書及び地方検察庁保管の軍法会議関係の記録の一部も国立公文書館への移管が進められている。これらを活用した研究は今後生まれてくるものと思われる。これまでの近代日本の司法政治史研究はむしろ政治家・官僚の日記や私文書にまぎれている政策決定過程に関する書類が大きな役割を果たしてきており、その論点も多岐にわたっている。近年東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵の裁判記録を用いた研究が出てきており、公文書と合わせてさらなる研究の発展が期待される。

107 日暮吉延『東京裁判の国際関係』(木鐸社、2002年)。

108 N・ボイスター・R・クライヤー、粟屋憲太郎・藤田久一・高取由紀監訳、岡田良之助訳『東京裁判を再評価する』(2012年、日本評論社)。

109 戸谷由麻『東京裁判』(みすず書房、2008年)。

110 内海愛子『スガモブリズン』(吉川弘文館、2004年)、戸谷由麻『不確かな正義』(岩波書店、2015年)。

111 茶園義男編・解説『B C級戦犯関係資料集成』全15巻(不二出版、1983年)。

112 内海愛子、宇田川幸大、カプリオ・マーク編集・解説『東京裁判 捕虜関係資料』第1巻～第3巻(現代史料出版、2012年)。

なお、研究動向の紹介では明治から東京裁判までのかなり長い時期を扱ったこともあり、少なからず筆者の問題関心が投影されている。また、筆者の浅学非才さゆえに、取り上げられなかった文献もあるに違いない。これらの点については、諸賢の叱正を請うものである。

なお、本稿は JSPS 科研費若手研究 19K13339、基盤研究 (B)15H03238 の成果の一部である。